

法人化のメリット・デメリット

税理士法人トータルサポート
税理士 前川 浩一

平成31年現在、農業法人の数は表1の通り2万3400経営体となっており、年々増加の一途をたどっています。今回のコラムでは、法人化のメリット・デメリットについてご紹介させていただきます。

表1 農業経営体数(全国) 単位:千経営体

区分	農業経営体①+②	家族経営体①	組織経営体②	農産物の生産を行う法人組織経営体
平成27年	1,377.3	1,344.3	33.0	18.9
28	1,318.4	1,284.4	34.0	20.8
29	1,258.0	1,223.1	34.9	21.8
30	1,220.5	1,185.0	35.5	22.7
31	1,188.8	1,152.8	36.0	23.4
増減率(%) 平成31年/30年	△2.6	△2.7	△1.4	3.1

(出典)農林水産省HP

法人化のメリット

1 経営管理能力の向上

個人経営の農家の場合、事業費と家事費を同じ通帳の口座から支出することができ、ため、ドンブリ勘定になりやすくなります。

法人化すると家計と経営が完全に分離されるとともに、経営者として経営理念や行動指針を立案することを通じて、ビジョンを描き、中長期計画を立て、緻密な売上・コスト管理や労務管理を行わなければなりません。

したがって、経営者としての意識の向上が期待されます。

2 対外信用力の向上

記帳が複式簿記になることに伴い、貸借対照表や損益計算書といった財務諸表の作成が義務化されます。事業と家計が完全に分離されますので、金融機関や取引先などに対して経営の透明性が増し、対外信用力が向上します。その結果として、金融機関からの借入や、新規取引の開拓がしやすくなるといったメリットがあります。

3 人材の確保・育成

法人化に伴い、社会保険や労働保険への加入義務が生ずるため従業員雇用の安定を図ることができ、また、法人経営は個人経営よりも信用力が高まるため、従業員の採用にも有利になります。

4 融資限度額の拡大

法人の場合には、個人経営の場合より大きな借入が可能になるというメリットがあります。

まとめ

以上述べてきましたように、法人化にあたっては、メリットやデメリットが混在することになります。一般的に、経営規模が大きい場合や農業所得が多い場合には法人化のメリットが大きく、経営規模

が小さい場合や農業所得が少ない場合には法人化のデメリットが大きくなります。そのため、法人化をする場合には、専門家等に相談の上、十分な準備を重ねて実行することが大切です。

5 節税

例えば、農業経営資金の無担保無保証人貸付限度額は、個人では3600万円となっていますが、法人であれば7200万円となり大きな事業を展開しやすくなります。

法人化に伴い、農業所得にかかる税金(所得税)が法人税に変わります。表2にあるように、所得税は超過累進税率のため所得が多くなると税率も高くなります。それに対して、法人税は原則として定率(表3)のため、個人の農業所得が一定の所得以上の場合には、一般的に法人化した方が節税になります。

6 経営承継の円滑化

法人は解散しない限り、永続的に存続し続けます。そのため、法人化することによって、経営者個人を中心とするのではなく継続する法人を中心とした事業承継対策を講じることが可能となります。

農業にかかわる資産や契約などについて、法人が所有や契約をしている場合には、経営者(表3)のため、個人の農業所得が一定の所得以上の場合には、一般的に法人化した方が節税になります。

法人化のデメリット

1 赤字でも法人住民税を納付

法人化すると、赤字の場合でも法人住民税を最低年間7万円支払う必要があります。

2 帳簿や税務申告等の事務処理の負担が増大

法人化すると財務諸表の作成や税務申告の書類作成の手間がかかります。また、記帳や税務申告を専門家に依頼する場合にはその分の費用もか

かります。したがって、売上が経営規模が小さい場合の法人化はあまりおススメできません。

3 社会保険の加入が法人負担が増大

法人化すると社会保険への加入が義務となり強制適用されます。社会保険の費用は労使折半となり、その費用の半分を法人が負担することとな

4 廃止(解散)手続きが複雑

法人を廃止(解散)する際には法人の財産を全て清算する必要があります。また、解散から清算終了まで最低2カ月以上かかります。解散・清算の手続きは複雑であり、専門家に依頼すれば一定の費用負担が生じます。

表2 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

表3 法人税の税率

区分	適用関係(開始事業年度)		
	平30.4.1以後	平31.4.1以後	
普通法人	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%
		適用除外事業者	19%
	年800万円超の部分	23.20%	23.20%
上記以外の普通法人	23.20%	23.20%	

みえ農業版MBA養成塾の紹介

みえ農業版MBA養成塾は、従事者の雇用を生み出し、ビジネスとして農業を展開する農業法人の育成を目指して、その法人経営に携わる人材の発掘・育成を目的として、平成30年4月に三重県農業大学校に設立されました。

1 年次「プライマリーコース」、2 年次「アドバンスコース」の2年制コースで、特徴は次の3点です。

1 つ目は、県内の先進的な農業法人などで、インターンシップとして働きながら、本格的に農業ビジネスを学べること。

2 つ目は、農業経営だけでなく、企業経営やフードマネジメントが学べること。

3 つ目は、三重大学大学院地域イノベーション学研究所と連携した講義や演習が受けられること。さらに、修士の学位を目指す学生には、大学院と併学

できる環境を提供していることです。

このように、県内の産学官が連携した学びの場となっていることが大きな魅力です。

令和2年度の入塾生を2次募集する予定です。申し込み方法は次のとおりです。

- 申し込み期間 令和2年1月23日(木)から令和2年2月21日(金)まで(当日必着)
- 試験項目 面接/口頭試問等
- 募集対象 三重県内で農業ビジネスの展開を志す者
- 募集定員 3名程度

問い合わせ先・申し込み先

三重県農業大学校 農業ビジネス人材育成課
TEL:0598-42-1260 FAX:0598-42-5835

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

※詳細は右記サイトにてご確認ください。 <https://mie-nodai-mba.jp/>